

第5回 制度課題ワーキンググループ 議事録

1. 日時：令和元年11月20日(水) 9:00～11:00

2. 場所：中央合同庁舎8号館4階416会議室

3. 出席者：

<座長>

上山 隆大 総合科学技術・イノベーション会議有識者議員

<構成員>

江村 克己 日本電気株式会社 NECフェロー

小安 重夫 国立研究開発法人理化学研究所 理事

菅 裕明 東京大学大学院 理学系研究科 教授

ミラバイオロジクス株式会社 取締役

林 いづみ 桜坂法律事務所 パートナー弁護士

林 隆之 政策研究大学院大学 教授

山田 真治 株式会社日立製作所 研究開発グループ 技師長

<有識者>

佐藤 岩夫 日本学術会議 前第一部長、東京大学社会科学研究所長・教授

<事務局>

松尾 泰樹 内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）

十時 憲司 内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付審議官

柿田 恭良 内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付審議官

塩田 剛志 内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官

<関係府省>

角田 喜彦 文部科学省 科学技術・学術政策局 科学技術・学術総括官 兼 政策課長

齋藤 卓也	文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課 課長
北野 允	文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課大学技術移転推進室 室長
小林 洋介	文部科学省 科学技術・学術政策局 企画官
今里 和之	経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課 課長
岡崎 健一	経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課 大学連携推進室 室長補佐
長谷 弘道	経済産業省 産業技術環境局 総務課 技術政策企画室 室長
吉野 潤	中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課 課長

4. 議題：

- (1) 科学技術・イノベーション創出の総合的な振興に向けた科学技術基本法等の在り方について（案）について
- (2) その他

5. 資料：

- | | |
|-------|--|
| 資料1-1 | 科学技術・イノベーション創出の総合的な振興に向けた科学技術基本法等の在り方について（案） |
| 資料1-2 | 科学技術・イノベーション創出の総合的な振興に向けた科学技術基本法等の在り方について（案）※第4回素案からの修正箇所を表示したもの |

6. 議事：

○塩田参事官

本日はお忙しい中、御出席くださりましてどうもありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第5回制度課題ワーキングを開催いたします。

本日は田中委員が御欠席で、林隆之委員が遅れての御出席ということをお伺っております。また、文科省、経産省の関係者、また前回同様にオブザーバーとして日本学術会議の佐藤前第一部長、東大教授にも御出席いただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事次第に沿って進めさせていただければと存じます。

以降の進行は、座長である上山委員にお願いいたしたいと思っております。

○上山座長

皆さん、おはようございます。

本日は前回御確認を頂いた報告書案について、最終的な議論を行いたいと思っております。科学技術基本法等の在り方につきましては、本日が最終日というふうになっておりますので、委員の皆様におかれましては、積極的な御意見を期待しております。既にいろいろな形で文言の調整とかが進んでいると聞いてはおりますけれども、この場が最後ですので、御意見を頂きたいと考えております。

では、まず事務局から前回からの修正点と報告書の概要について説明をお願いします。

○塩田参事官

それでは、説明させていただきます。

まず、資料1-1を御覧ください。

資料1-1のタイトルなんですけれども、前回からちょっと変わって、タイトルとしては科学技術・イノベーション創出の総合的な振興に向けた科学技術基本法の在り方についてという形にさせていただいております。

それで、中身については後にして、先に概要の資料の23ページ、ちょっと先に飛んじやいますけれども、先に概要の方を説明させていただければと思います。

本体のすぐ直後の23ページに概要をつけてございます。

まず、概要でございますが、I、はじめに・総論ということで、現状認識といたしまして、科学技術・イノベーションの進展と人間・社会の在り方が密接不可分な関係となっているとい

うことと、社会課題解決への国民の期待は高まっていると、一方で基本法においては人文科学のみに係る科学技術」、「イノベーション創出」の概念が導入されていないと、このような現状認識でございます。

それで、基本法の見直しの方向性といたしまして、イノベーション創出の概念の必要性ということで、イノベーションの重要性、また関係法令には既に導入されていることが書かれてございます。

2. で人文のみに係るものの必要性ということで、二つの観点、科学技術政策における観点といたしましては、法制定時と比較いたしまして、人文科学、自然科学との差異がなくなっているということと、人間社会を総合的に理解することが必要で、人文科学自体の持続的な振興が必要であるということ、またイノベーション政策における観点といたしましては、プロセス全体、特に課題設定段階におきまして、人文科学の積極的な役割が重要であるということを書いてございます。

3. でその他の見直しということで、振興方針におきましては、恩恵を受ける国民の視点、オールインクルーシブ、包摂性の概念と社会課題の解決の視点、分野特性への配慮、ボトムアップ、トップダウンの均衡、成果をイノベーションに結びつける政策の重要性ということを書くべきだと、また科学技術基本計画の規定事項には、従来に加えまして人材面等も追加すべきであるといったことを書いてございます。

よって、この項の結論といたしましては、基本法にこういった概念を追加すべきであるということと、イノベーションの定義につきましては、企業活動のみならず、多様な主体による社会課題解決に向けた活動も包含されることが明確なものとするべきだということと、科学技術の水準の向上と並列する概念として位置づけるべきだということを書いてございます。

次の塊でございますが、イノベーション創出に向けた制度構築ということで、一つ目が産学官連携促進に向けた見直し、外部化という形で言うておりましたけれども、そのことでございます。大学等には課題があるということで、外部組織での業務実施を可能とすることで、意欲ある大学、研究法人のポテンシャルの最大限の発揮、連携の場の形成と成果の社会実装の加速、外部組織のノウハウの本体の改革への活用が期待されますということで、ニーズが確認されましたこの三つの機能を行う者への出資を可能とすべきであると、括弧書きですけれども、法人自らの将来設計に合わせて、自主的に判断すべきであるということと、自己収入を原資とすべきということを書いてございます。

次に、2. ですが、SBIRの見直しということで、現状といたしましては、スタートアップ

プ・中小企業がイノベーション創出の一翼を担う時代になっていると、一方で米国におきましては、S B I Rによって、企業の輩出に成功しているということを考えまして、一方で我が国では日本版S B I Rをやっておりましたがけれども、十分には機能していないと、こういった状況を踏まえまして、制度の重点をイノベーション創出にシフトするなど、戦略的にスタートアップ・中小企業のチャレンジを促す新しい制度を検討すべきであるというのを概要としてまとめさせていただいております。

それでは、本体部分ですけれども、本体部分は資料の1-2、こちらの方が見え消し版になっておりますので、前回見ていただいた素案からの見え消しで御説明させていただきたいと思っております。

1 ページのところでございます。はじめにのところでございますが、ここにつきましては、まず最初の一つ目の丸のところ、科学技術の振興とイノベーション創出の振興と、これが並び立つものということで、まず二つの振興が必要だということを明示してございます。

二つ目の丸では、豊かで持続的な社会の実現ということを追記してございます。

三つ目の丸では、社会ニーズに柔軟に対応する企業が市場シェアを占めてきているということを書かせていただいております。

下から二つ目の丸でございますけれども、二つ目の丸の真ん中あたりで産学官が密接に連携し、更に産学官のみならず、社会における幅広い議論や取組を通じということを書かせていただいております。

ページを飛びまして2 ページでございます。

2 ページでございますけれども、ここにつきましては、一番下の丸のところ、イノベーション創出や国際競争力の強化という言葉を追記させていただいております。

次に、3 ページでございます。

3 ページにおきましては、二つ目の丸でございますけれども、確認的に制度課題以外にも様々な取組が必要であるために、第6期の基本計画の在り方を検討する中で、本報告書の内容も踏まえつつ、引き続き議論されることが期待されるということを追記させていただいております。

次に、4 ページでございます。

前の方は文言的な修正なので、最後の丸でございます。ここはイノベーションの定義の部分でございます。前回のワーキングでも、イノベーションの定義のところをもう少し具体的に書くというような御指示がございましたので、少し書いてございます。

イノベーションの定義につきましては、科技イノベ活性化法の定義を踏まえつつも、科学技術基本計画における定義というのが前の方にございます。一つ上の丸に、第4期の基本計画においてはと書いてございますけれども、こういった基本計画における定義などを参考にして、多様な主体による社会課題の解決に向けた創造的活動から生まれる成果を通じ、社会の大きな変化を創出する旨が包含されることが明らかとなるものにすべきだと、またその際人文を追加することの必要性を指摘することも踏まえまして、イノベーションの創出に至る具体的手段としては、商品、役務のみならず、発見や発明といった創造的活動から生まれる成果について規定することが望ましいというふうに書かせていただいております。

また、更にはということ、社会受容性の確保を含め、産学官のみならず社会における幅広い議論や取組が必要であり、社会への普及プロセスが重要となることも考慮すべきだということを書かせ頂いております。

そのページの下から2行目の丸でございまして、これは前回基礎研究の重要性というのを書くべきだという御指摘を踏まえて追記したものでございます。

ここには、また、現行では、国、地方公共団体が科学技術振興施策を策定するに当たりましては、基礎研究が新しい現象の発見等々、基礎研究の特性を書いてございまして、こういった基礎研究の推進において、国、地方公共団体が果たす役割の重要性に配慮しなければならないと、こういった規定が既に書かれているわけでもございますけれども、その規定というのは、イノベーション創出の概念を導入した場合でも変わらないと、引き続き基礎研究は重要であるということをお知らせしておくべきだということを書かせ頂いております。

続きまして、6ページを飛ばしまして7ページでございまして。

7ページでございまして、一番上の丸では人文科学と自然科学との差異がなくなっているということに加えて、同等に扱うべきだということを確認的に書いておることになります。

更に三つ目の丸でございまして、人文と自然の連携に加えて、協創という言葉を追記しているものと社会課題の認知、課題の設定・提示ということを追記させていただいております。

続きまして、8ページでございまして。

8ページの一番下の丸で、振興方針を書くところでございまして、振興方針といたしまして、SDGsの誰一人取り残さないという理念、これも追記させていただいているとともに、インクルーシブは包摂性の説明として地域、性別、世代といった様々な違いを乗り越えて、

全ての人々にあまねく果実を届けるということを追記しているということと、またのところ、産学官のみならず、幅広い関係者の有機的連携が必要であるということを書いてございます。

次に、9ページでございますが、9ページの最初の黒ポツは、科学技術振興を社会課題の解決に向けてやっていかなければならないということを書いたところですが、社会課題というのをもう少し具体的に書いたものでございます。人口減少・少子高齢化などの我が国が直面する課題と食料、エネルギー、環境といった人類共通の課題、更には科学の活動により生ずる社会経済構造の変化に伴う課題と、こういった社会課題ということを書いているというものでございます。

その下のポツが人文科学等の特性を書いたところですが、人文科学の特性をより正確に記載しようということで、論文に加え、書籍による発表も重視されるということと、論文が採用されてから引用のピークを迎えるまでの期間が自然科学に比べて長くなることといったことを書かせていただいております。

その下でございますけれども、研究者の内在的動機に基づくボトムアップとトップダウンの均衡のとれた推進ですけれども、それは何のためにするのかというところで、科学技術・イノベーション創出の成果が最大化されるようにと、要するに限られた予算を効率的に使うと、更には成果を最大化するというような観点から、こういうことをするんだということを明示してございます。

次のポツが研究開発の成果というのがイノベーション創出につながるよう、科学技術の振興と有機的な連携を図るということをもう少し趣旨が分かるように書いてございます。

あと公正性の確保につきましては、一番最後のその他に書いていたのをここに振興方針に移しているというものでございます。

続きまして、10ページでございます。

10ページの一番上の丸でございます。これは基本計画に追記すべき事項でございますけれども、人材面を含めた内容を追記すべきだということでございますが、ただ人材というだけではなくて、研究者のみならず、研究開発等のマネジメントの担う人材の重要性にも留意しなきゃいけないんだということを明記してございまして、研究者等と書いていたのを科学技術・イノベーション創出に係る人材と幅広く書いておりますとともに、処遇の確保ということで、こういった人材がうまく継続的に育っていく、また回っていくためには、処遇の確保ということも必要であるということで追記してございます。

次の丸の二つ目のポツでございますけれども、大学、研究開発法人の責務ということで、前

回具体的に書いてなかったのを追記してございます。開発法人、大学等の責務としては、人材育成並びに研究開発及びその成果の普及に自主的かつ計画的に努めることということが書いてございます。また、民間事業者の責務といたしましては、開発法人、大学等と積極的に連携して、科学技術・イノベーション創出の振興に努めることということが考えられるという旨を明記してございます。

続きまして、11ページでございます。

外部化のところにつきましては、先ほど同様国際競争力の強化ということを追記してございます。

続きまして、12ページは飛ばしまして13ページでございます。

13ページで、現状の課題ということで1点追記してございます。下の方の黒ポツですけれども、大学、開発法人の共同研究による成果創出の責任が不明確であったり、共同研究開発による成果創出を強く志向しないために、分野や組織を超えた最適な研究体制が構築されにくい場合があるという課題を追記してございます。

続きまして、14ページでございますけれども、二つ目の丸でございます。

外部化をすべきだということの理由ですけれども、外部組織を設置して、こういった課題解決をすると、先ほど申し上げたような課題を解決しやすくするというのももちろんあるんですけども、一方で民間事業者の多様なニーズへの迅速な対応と、こういったことも必要でございますので、こういったことも踏まえてということを追記しております。

続きまして、15ページでございます。

外部組織が担うべき機能ということで、1、2、3と書いてございますが、三つ目の研究開発機能のところ、基本的には外部組織で実施する研究は実用化を目指した研究というのが中心になるであろうということで、実用化を目指したということを追記しています。もちろん等ということでもありますので、これだけというわけじゃないんですが、基本的には実用化を目指したであろうと書いてございます。

続きまして、16ページでございます。

16ページの二つ目の丸でございますが、前回イノベーション創出の担い手として、博士課程の学生等の役割が重要だという御指摘を頂きましたので、その旨をここに追記してございます。また、更には留意事項として幾つかポツがありますが、二つ目、三つ目に社会というようなことも書いているということと、真ん中あたりですが、グローバルに人材を活用するための仕組みづくりということ、また地方自治体や市民との連携と、こういったことも留意事項とし

て追記させていただいております。

続きまして、ページが飛びまして20ページでございます。

S B I Rの話になっておりますが、20ページも文言的な修正なので、御確認いただければと思います。

S B I Rについては22ページでございます。

22ページのところで、下から二つ目の黒ポツで、公正さを損なわず、イノベーションの果実としての成果をということを追記しているという状況でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○上山座長

ありがとうございました。

それでは、討議に入りたいと思います。

御質問や御意見のある方からお願いをいたします。

○小安委員

理念的なところではないのですが、8ページの一番下のところに幅広い関係者の有機的連携と書いてあります。9ページの四つ目のポツ、これはいろいろ直しているのですが、非常に短い文ですが、イノベーション創出の振興は研究開発の成果がイノベーション創出につながるよう、科学技術の振興との有機的な連携を図りつつ行う必要があることと、ここではイノベーション創出の振興ということと科学技術の振興ということを有機的につなげなさいということを行っています。ところが、その上の方は全部科学技術・イノベーション創出の振興でまとまっていますので、このポツは一番最初の方に持ってきた方がいいのではないかという感じがしました。あるいは一つ目のポツに含めるのもよいと思います、

○上山座長

この文言については、引き取らせていただきたいと思います。

よろしいですか。

では、ほかにいかがですか。

○山田委員

10 ページに記載の、科学技術を振興する責務が民間企業にもあること、これは私も賛成ですが、大学や研究開発法人の責務と民間企業の責務を明確に書き分ける方が良いのか。例えば、技術開発に関わる人材育成は企業でも非常に大事にしています。同じ思い、同じゴールに向かっていますので、もちろん書き分けても良いですが、あらゆる関係者にとって重要ということで、もう少し共通化しても良い気もします。

また同じ箇所、唐突な意見でしたら入れるべきではないのですが、現在、研究者倫理・技術者倫理が非常に問われているので、責務の一つとして倫理を記載しても良いかなと思いました。

○上山座長

ありがとうございます。

大学は主に研究（研究開発）と教育、企業の方はイノベーションだけと定義をしているわけではないんですけど、この二つを一つの条文の中に入れるのは、少し性格が違うのかなという方向で今のところは考えてはおります。もちろん企業の方でも人材育成ということは、十分大切な役目としてやっておられるということは認識をしておりますけれども、もう少し大学を活用した方がいいんじゃないかというような気持ちもあって、そういうふうに書いていると。今のところどういうふうな法文になるか分かりませんが、そういう問題意識を持っております。

あとはこの倫理の話は研究公正という言葉で、かなり広く包含させようかなとは思っております。これは書き始めますと、相当細かく規定しなければいけないので、それはほかのこれから波及する法律のところ、相当書いていくということになるとは今のところは思っております。

ほかにいかがでしょうか。

林さん。

○林（隆）委員

4 ページの一番下のイノベーション創出の定義のところなんですけれども、2点あるんですけども、一番下に多様な主体による社会課題の解決に向けた創造的活動と書いてあるんですけども、社会課題の解決に向けたというのがちょっと限定し過ぎじゃないかと思っています。必ずしもイノベーション、顕在化した社会課題の解決だけではなくて、例えば生活の質をより豊かにするであるとか、そういうものもイノベーションの方向性としてあるわけで、一つ上の

丸のところには、これは4期の基本計画から持ってきた文章ですけれども、経済、社会的・公共的価値の創造というのが一個上の丸の3行目にあるんですが、そのくらいじゃないか、経済、社会的・公共的価値の創造に向けたとか、そのくらいの表現でいいんじゃないのかなというのが1点目でございます。

それから、同じところなので、続けてよろしいでしょうか。

続いての5ページの頭なんですけれども、5ページの4行目、イノベーション創出に至る具体的手段としては、商品や役務のみならず、発見や発明といった創造的活動から生まれる成果について規定することが望ましいと、この文章が私はよく分からなくて、まず前提としてイノベーションは定義上研究開発によるものだけでないと、研究開発以外からもイノベーションは生まれるという前提はあると、それプラス発明、発見されたものが価値を実現するものとして具現化されているのが商品であったり、サービスであったりするだろうと。

だから、考えると発明、発見があり、もちろんそれが科学的な発明、発見だけじゃなくて、それ以外のものもあると思うんですけれども、それによって新しい商品や役務が生まれ、イノベーションの創出に至ると、そういうふうに考えるとすると、このイノベーション創出の定義の中に、一番最初の発明、発見の話まで入れるのかどうかと、ここは恐らく「科学技術」と「イノベーション創出」とを分けて定義するときには、科学技術の方の話だと思うんですけれども、ここまでを定義に入れるのかというのは、ちょっと違和感がありました。

以上です。

○上山座長

最初の問題点ですが、これは多様な主体によるというのは、かなり幅広く市民も含めた概念として入れて、そうすると確かに一人一人の市民がグローバルな課題について、認識を持って行わなければいけないということでもないわけですから、社会的課題というのはちょっと考えさせてください。今おっしゃったようなもう少し幅広い意味を含めた方がいいのかもしれない。

2点目でありますけれども、発見や発明といった創造的活動というところに、なぜ発明、発見ということを入れているかといいますと、もしこれをとってしまうと、イノベーションというのが相当裾野のところだけしか関わらないというイメージになってしまうと思ひまして、学術のところでも行われているような発明や発見という創造的な活動そのものも、イノベーショ

ン的なものがあるんじゃないかという気持ちがあるということでもあります。

確かに、別にそれは科学技術に関わらないところであっても、イノベーションというのは新規の技術でなくても、相当程度社会に大きな影響を与えることがありますので、この発明、発見ということに限定されるわけではないですが、むしろ創造的という言葉の中にある種の思いを込めているということでもあります。

ここは皆さんの御意見も聞いてみたいところではあります。私の気持ちとしては、そういうことを今考えていると。

○小安委員

だとすると、そこは商品や役務の開発とかを入れないと、何か並びも少し悪いですね。商品や役務そのものが手段なのかと言われそうです。

○上山座長

役務のところは、もともとは新商品の開発と生産ということがもともといろいろな包含の中には書かれているんですね。ですから、その文言は多分残るんだと思います。開発と生産というのは残るんだと。

商品や役務のみならずというのは、そういった生産活動に関わる場所のみならず、更に上流のところも含めて、その影響を広範囲に見ていくべきだと、そういう意味を込めているということですよ。林さん、今ので大丈夫ですか。

○林（隆）委員

具体的手段でなくて、例えばイノベーション創出の振興というところで、商品や役務のみならず、それにつながるような創造的活動の振興も必要であるとか、そういう文脈であれば分かるんですけども、イノベーション創出に至る具体的手段として、さっき申し上げたような商品や役務の一個手前の創造的活動までも、手段として定義として規定するのがちょっと分からなくて、3ページとか、その前のページは「科学技術・イノベーション創出」とか、「科学技術・イノベーション」と、そういう単語がしばしばあって、そういうところであれば、さっき申し上げたように研究開発的な創造的な活動も含めて考えられるので、創造的活動から商品や役務ができて、そしてイノベーション創出へ至るといって、そういう定義でいいかと思うんですけども、もしここが「科学技術」とは別物として「イノベーション創出」だけを切り分け

て定義しているとすると、区分けというか、切り分けがややあやふやだなというのがまだ先生の御説明を聞いても、ちょっと違和感が私にはあります。

○上山座長

この中で、例えばイノベーション創出に至る具体的手段という言葉が入っていますが、これは多分、法文には入らないと思います。手段としてそういう発見があり、そしてそこからイノベーションにつながっていくということのみを限定するとすれば、手段という言葉についてはちょっと違和感があるのは分かりますね。

林さんの違和感というのは、発明や発見といったところとイノベーションの関わりについて少し違和感があるということですか。

○林（隆）委員

やや繰り返しになりますが、イノベーションを正にここで定義しているような商品や役務によって、社会的な変革が起こるところのフェーズだというふうに考えるならば、創造的活動は一個手前なので、そうするとそれは「科学技術」の研究開発のところだろうと、そういう切り分けの話、切り分けとしてちょっと違和感があるということです。

○上山座長

例えば、イノベーションの創出、あるいはイノベーションとは、社会に大きな変化をもたらす行為と定義をする。ここはいいですね。

そうすると、例えば発明や発見ということを考えてみると、宇宙についての新しい真理が発見をされた。あるいは過去の歴史についての新しい事実が発見をされた。それは例えば教科書の変更を通して我々の考え方の中に大きな変化をもたらす。それは一人一人の社会に対する、あるいは世界に対する認識を変えていくという意味で、極めて大きな社会的変化を生み出す可能性がある。

したがって、必ずしもそれが新商品の生産や役務に関わることなく、私たちの社会に大きな影響を直接的に及ぼすという可能性もなくはないというような事実を考えてみますと、アカデミアが行っているような発明や発見というものは、今、林さんがおっしゃったみたいな上流に位置して、そこから下流に抜ける商品化に向けてのプロセスを経ることなく、そのまま大きな変化を生み出しているかもしれない。

イノベーションの創出という言葉、イノベーションという言葉が商品や、商品開発に関わるものだけを考えているという姿であれば、そこを通してしか社会に大きな影響を与えることができないというふうになるかもしれませんが、むしろアカデミアの果たしている役割というのは、より直接的に社会に大きな概念変更や認識の変更をもたらす、我々の物の考え方を改めていくという、その意味ではある意味では商品の開発よりも、更に大きな社会的なインパクトがある活動だということも言えるんじゃないかと思っているということでもあります。

○菅委員

ちょっとコメントさせていただくと、恐らくイノベーションの創出というところを余り強調し過ぎると、発見や発明という非常に根本的なところをないがしろにされてしまう可能性があるというところが一番危惧としてあって、こういう言葉を入れるというのは私は賛成です。

それで、例えば例を挙げると、iPSの発見やPD-L1、PD-1といった発見ということ自体がそのときにイノベーションにつながるとは誰も思っていない。ですが、それが結果的にいろいろな人たちが入ってきて、発展していくことによって、イノベーションにつながっていくと、その根本にあるのがそういう発明や発見だということが非常に重要なポイントになっているということを何とかここで言い切りたいということだと思いますので、少し言葉を換えていただだけで、多分随分とその気持ちは伝わるんじゃないかなと思います。

○上山座長

ありがとうございます。

今、菅先生がおっしゃったのとちょっと近いんですが、iPSにしても、それが商品化される以前から、私たちの身体に対する認識が相当変わってくるということもあるわけで、その意味ではアカデミアの役割というのは、極めてイノベティブだと個人的には思っていて、もちろんアカデミアをイノベティブという言葉で規定するつもりはありませんけれども、そもそも大学、あるいは研究者が行っているアカデミックな活動というのは、とても大きな社会的な認識の変更をもたらすという意味で、どこかでこの言葉をイノベーションの川下だけじゃないところで入れるべきだというふうに思っています。

○江村委員

私がプレゼンした中に、“Krebs Cycle of Creativity”という

のを御紹介して、いわゆるデザイナーが今の技術でできないようなものを提示したときに、科学者がそれを可能にするものをつくり出すことによって新しいものができる、ということをお紹介したと思うのですね。

それから、社会課題を解くといったときに、社会課題は分かっているのだけど、まだ解けないという問題にこれから当たっていくという時代感があるじゃないですか。そういうふうになると、今の議論を聞いていると、従来のリニア型を想定して議論しちゃっているのだけど、そうじゃなくなっているということをもう少し明確にしないと、ちょっと今みたいな議論が落ち着かないかなというのが一番最初に思ったことです。

なので、まず商品や役務のみならず発見や発明と、そういう順番も従来のものにこっちに加えましょうと言っているのだけど、イノベーションってこういういろいろなパターンがあるのだよねということをお少しくまく伝える必要があるのじゃないかなというのが1点で、それからちょっと細かいことで言うと、前の文章とのつながりがよく分からないのですね。「人文科学のみに係るを追加することの必要性を指摘していることも踏まえという」、踏まえというのはどういう意図で言っているのかなということ、今の話とちょっと含めてなのですけど。

○上山座長

江村委員のお話で言うと、正に人文科学の必要性を踏まえ、それはすなわち必ずしも科学技術でないものも、この科学技術の、あるいはイノベーションのところに大きな影響を与えている。今まさにおっしゃったことですね。アイデアとしてデザインが先行し、科学技術がそれをどう解決するかという形もあり得るという意味では、これは決してリニアモデルの世界ではないということもはっきり分かっているわけですよ。

ここで発見や発明という言葉を持ってきましたのは、残念ながら今の法文の中では、相当程度リニアモデル的なものがしみ込んでいるんですね、様々な法律の中に。恐らく今後事務局の方では、内閣法制局との間でギリギリと文言の詰めを始めると思いますが、今、江村さんがおっしゃったことというのは、私の認識には結構近いですけども、それを今の基本法の中に入れる、つまり明示的に根本的に変えていくのは、さあ、果たしてできるのか、分かりません。閣法を諦めてしまえばそうかもしれませんが、今のところギリギリやるということであると、この発明や発見という言葉の創造的活動というものがまずは入ると、その中には人文社会科学の科学的な、あるいはデザインシンキングももちろん入った形で、ここで何とかすくえないかというふうに考えているところでもあります。

正に知識の世界というのは、互いの連携する活動をやるということはみんな思っているわけなんですけれども、それが具体的に法文の中でどういうふうに表示できるかということに少し悩んでいるということですね。私が提案したのは、大体リジェクトされましたけど、そういう今なかなかギリギリやっている最中だというふうに思っていたらと。

○林（い） 委員

ありがとうございます。

当初の非常に高い次元からの多様な意見がある中をここまでまとめてくださりまして、本当に感謝申し上げます。

まず、最初の概括の表にありました表現の中で、「人文科学のみに係るものを追加」という整理がありましたけれども、いわゆる「除く規定」を削除することにとどまらず、法文において明文で追加することになるのかどうか、これからなのかかもしれませんが、その辺はどうなのかというのが質問の一つ目でございます。

それから、3ページのⅡの前の丸の見え消しの書き込みで、「一方で、科学技術・イノベーション創出の振興のためには、制度的課題以外にも様々な取組が必要であり、これらは、第6期科学技術基本計画の在り方等を検討する上で、本報告書の内容も踏まえつつ、引き続き議論されることが期待される」という文章がございます。

「制度的課題」というのがここで議論している制度的課題だということが一般的には世の中にアприオリに定義されているわけではありません。そういう意味ではむしろこの会議で本当に何度も出てきた意見を例示として書いてはどうでしょうか。いろいろな制度のオプション、選択肢が今までも工夫して出されてきたし、今回も後半のところ外部組織の話も入っているわけですが、そういうものをつくっても、結局のところ今まであまり機能していなかったのは、大学改革の問題があるからではないか。大学に実際の会社経営をした経営のプロがいないということ、それから大学改革における人とお金の問題。資金、予算の出し方においても、英国のように何々イノベーション省というものを設けて、そこで一括的に資金を国から出すというようなことをしてきていないという、そういう大学改革の問題を解決しないことには、幾らこのようにいろいろな工夫をしても、仏作って魂入れずになってしまうということについて、様々な委員から御意見があったところではないかと思えます。

なので、できるかどうか分かりませんが、御提案としては、「大学改革など制度的課題以外にも」というような例示を、ちょっと特出しして問題意識を出していただければいいなという

のが希望でございます。

それと、最後に1点ですが、15ページのところで、(3)の「産学官連携促進のための新たな方策（外部組織を活用した共同研究等の実施）」というところがございます。

丸の最後の文章に、「法人の外部組織での実施を可能とすることにより、以下のメリットが期待される」と書かれておまして、その下の最初のボツの末尾は「最大限発揮できること」、次のボツは「強化することが期待されること」となっています。新しいツールをオプションとしてつくったときに、このツールを入れることで、どんな効用があるのかということ「何々できる」という言葉で言い切れないというところには、ちょっと弱さがあるんだと思います。

なので、そういう「期待される」、「期待される」が続く形でしか書けないということを踏まえると、冒頭申し上げた大学改革と一緒にこれをやっていかないと、せっかく新しいオプションをつくっても、生かすことは難しいのではないかという考えを持っております。

以上です。

○上山座長

1番目は事務局に答えていただきますが、二つ目のところの最初は総合的という言葉だったんですが、林さんおっしゃるように、大学の課題というのは相当大きくて、ただこれは結構入り組んでいるので、大学改革という言葉も、大学改革と言った途端にとってもネガティブに受け止められる。

それから、省庁再編みたいなことも念頭に置くべきだという議論も、これも非常によく分かります。例えば、僕なんかからすると、台湾がやっているように、全ての科学技術、学術、全部を大きな基金にしてしまって、それが経産的なものも、文科的なものも、全部そこにアクセスするような形というのが多分本当はあるべき姿だろうと思いますけれども、なかなかそこまでいくことは現状では難しいかなと、大学改革を入れるかどうかについては、少し考えさせていただきます。

それから、もう一つの期待される云々のところなんですが、外部化の問題に関しましては、当初はもうちょっと華々しい、相当大きな、それこそIMECのようなものを具体的に動くような法人みたいなことも考えていたんですが、これはむしろ現場のニーズが具体的に今すぐあるのかというと、このワーキングでやったヒアリングでは、IMECのような研究開発を前面に出して行い、そして大学の外で行って、利益も確保して、知財もきちっとやって、そしてグローバルに活動できるような法人という意識が果たして今の大学の中からすぐに出てくるかと

いうと、なかなか出てこなかったと。

この間もある大学のところに行って、非常に大型の組織を動かしていて、これは多分IMEC的なものになるかもしれないと思いながらも、その人たちにとっては、まだたてつけとして、例えば大学の外に出し、収益を上げて税金を払わなければいけないと、そういうことも含めてやれるだけの覚悟が現場にはまだないんだなと思いました。

この検討会で出てきましたのは、TLOの拡大であったり、OI機構の外部化であったり、あるいは一部の研究開発の外部化であったり、ヒアリングの中ではなかなかカルティベートできなかった。ですから期待されるというのは、是非とも今後そういうところに向かって、ある種大学改革の中で、また政策の中でエンカレッジして行って、種をつくっていきたいということで、少なくとも道は開こうと、やれるところが本当に出てきたときにはちゃんとやれるようにしておこうと考えております。それぐらいの思いですので、今の段階でスペシフィックにこれだと、これでやれるんだということまで、現場の方からそういうニーズが出てこない状況では、政府の中でそれを落とし込んでいくのは難しい。しかしながら、そのことは肝に据えておきたいと思います。

最初の回答を。

○塩田参事官

法律への落とし込み方なんですけれども、現行では科学技術（人文科学に係るものを除く）と書かれておまして、この部分の法改正としては、人文科学のみに係るものを除くというのを削除するだけという形になるかと思います。

ただ、一方で振興方針のところ、自然科学と人文科学との相互の関わり合いの重要性と、両者の調和のとれた発展ということは、別途記載してございますので、ここで人文科学という言葉が出てくるという形になるかと思います。

○上山座長

ほかにいかがでしょうか。

○林（隆）委員

佐藤先生も御指摘されると思うんですけれども、7ページの人文科学のところなんですけれども、先ほど言われているのは「調和のある」とか、そういう表現はこれまでのとこ

ろにもあったと思いますので、いいと思うんですけども、7ページの上から四つ目の丸の一番最後、「推進策を講じる上で人文科学と自然科学の差異はなくなっており、同等に扱うべきである」と、ここまで言い切ってしまうといいのかというのがやはり気になるところで、一個上のところで、人文科学というのは人間社会の本質を取り扱うものであるということが書いてありますので、確かにその下にあるように、人文科学の中にも科学技術的な方法を使うようなものもあれば、あるいはAIとかの社会的な影響のような形で、重点的に振興しなければいけないようなものも出てくるとは思いながらも、それでも先ほどの人文科学の特質を考えると、全く同等であると言い切ってしまうのは、やや違和感があります。

同じように、その一つ下も、全ての分野について計画的、総合的に振興策を講じる必要があると、先ほどは推進策と書いてあって、こちらは振興策と書いてあって、ちょっと理解が分からないんですけども、先ほどの話で、人文科学はどうしても多様性、その次の行にも書いてある、リフレクティブ・キャパシティと書いてあるように、多様な研究は必要、自然科学もそうではあるんですけども、人文科学は特段そうなので、ここで計画的・総合的に振興策をとというのもちょっときつくて、当然ながら計画的・総合的に振興策を講じなければいけないものもあるんですけども、そうじゃないものもあると思いますので、ちょっと書きぶりがきつかなという気がいたしております。多少修文をしていただければと思っています。

○上山座長

計画的・総合的に、このあたり少しちょっと考えます。

あと同等というのはやめた方がいいですか、分かりました。

佐藤先生。

○佐藤教授

実は林先生と全く同じ観点なのでですけども、この部分に人文社会科学がなぜ必要かということについて二つ書かれていて、一つは現代の諸課題が人文社会科学の知見を必要としている。学術の総合的な取組が必要であると、ここはよろしいと思うのですが、その後の部分で、人文社会科学が自然科学と同化してきているがゆえに、人文社会科学を今回科学技術基本法の対象たる科学の範囲に含めるということだと、これは大変ミスリーディングだと思います。

人文社会科学は人文社会科学としての特性を持っており、その特性ゆえに学術の総合的な発

展であったり、現代の諸課題への総合的な取組に貢献し得るということですので、この部分は削除していただくなり、今の趣旨を補っていただいて、誤解のないようにしていただければと。

とりわけそのことが心配になったのは、冒頭にあった概要の説明の印象からで、丁寧な説明がないと大変ミスリードであると思いましたので、是非御検討いただければと思います。

それから、人文社会科学の計画的、総合的な振興策ということだと、8月23日の第1回で申しあげましたけれども、人文社会科学の基礎研究を計画的、総合的に振興していくことは必要ですし、各種データベースなど、人文社会科学分野でも大規模な組織、あるいは大規模な資金を必要とする研究リソースが生じていますので、そういった部分については計画的な振興策が必要になってくるのではないかと思います。

それに対して、人文社会科学は多様な関心、方法に基づいていますので、研究の中身ということについては、もちろん計画によって縛るものではないということが、恐らく林先生が御指摘されたかった点かと、私としては理解をいたしました。

○上山座長

今頂いた人文科学研究の多様性、基礎研究の多様性ということについては、もちろん当初からそれを棄損するつもりというのではないわけですが、誤解をもし生むとすれば、その文言は少し考えさせていただきます。

あと計画的・総合的というのは、何か上からトップダウンで計画的ということではなくて、自主的な計画であり、自主的な総合性という意味を込めているわけなんですけど、ここのところはもしミスリーディングになるとすると、少しそれも考えさせていただきたいと思います。

どうぞ。

○塩田参事官

ちょっと1点だけ補足させていただければと思います。

6ページが一番下の最後の丸ですけれども、制定時になぜ人文科学のみを除いたかという整理が当時の尾身幸次先生の本に書かれておりまして、そのカギ括弧にございますように、人間や社会の本質を取り扱うものであり、自然科学の分野に係るものと同列において計画的、総合的な推進策を講ずることが必ずしも適当でないという、こういう当時の整理がございまして、当時の整理がちょっと違ってきたんだということを説明しないといけないかなということで、7ページが一番上の丸を書いているということございまして、当時は自然科学の振興と人間

や社会を取り扱うものの振興は別だと、だから同等に扱うのが適当ではないというような御指摘がございましたので、それについて7ページの一番上の丸で書いているということ、ちょっと状況が変わってきたということです。

ただ、一方でここに書いています一番上の丸の下から2行目にございますように、振興策を講じる上でということ限定をつけておまして、振興策を講じる上では差異がなくなっているということをお願いしているの、人文科学と自然科学が性質自体が同化しているということを言っているわけではないということでございます。

○佐藤教授

ありがとうございます。そういう丁寧な説明があることが重要かと思えます。とりわけ概要のポンチ絵などは、そういうことがややミスリードかなと思えました。

1995年の科学技術基本法制定時の尾身議員の説明というのは承知をしております。人間や社会の本質を取り扱うものであるからということですが、学術会議の立場といたしましては、これは第1回の際に申し上げましたけれども、人間や社会の本質を取り扱うものであるからこそ、科学技術基本法の対象に含めるべきであると、このような立場をとってまいりました。したがって、尾身議員の説明がこういうことであるからということで、先ほどのような叙述になりますと、若干その点でもミスリードかなという気がいたしましたので、先ほど座長からお話が合ったように、御検討いただければと思います。

○上山座長

これは基本的に改正でありますから、したがって以前のある種どういう形でそれを乗り越えていくのか、あるいはそれをどういうふうに見止めていくのかというような記載が当然ながら必要で、そうすると以前の文言というのは、当然それを引き受けた形でやらないといけない。ただ、その文言の中にミスリードが生じる可能性を非常に敏感な方々はお考えにされると思いますので、そのことは少し付記するなり何なりして対応したいというふうに思います。

○林（い）委員

今のところなんですが、6ページの最後の丸で科学技術基本法制定時の整理の文章が書かれていて、適当でないと言われているという文章が書かれているんですが、そういう立法趣旨で除

く規定が入ったと、しかしその次の丸のような現在の理解では立法当時と比較してこのように変容して行って、つまり改正の必要性があるということをこの二つの丸は合体して書いていただく誤解がないんじゃないでしょうか。

○上山座長

ありがとうございます。それを少し考えさせていただきます。いいかもしれません。

ほかにいかがですか。

江村先生。

○江村委員

個別の議論に落とし切れないところがあるのですが、いろいろなところに国民とか社会とかの重要性というのが入れられてきていて、非常にいいと思うのですが、そう思ったときに、ちょっとジェネラルに言うと産官学連携という表現があるのですが、それはそれをもっと超えた議論に今なってきているのですが、産官学連携という表記がずっと続いていることによって、従来の産官学連携の範疇の議論にみんな見えちゃっているというのがあるので、そこを何か工夫ができないかなというのがあります。

関係するところで言うと、先ほど外部化の話があって、結構難しいというお話があるのですが、比較的そういう議論が進んでいるのがCOIじゃないかと思うのですが、COIでうまくいっている例で、弘前がよく挙がってくるじゃないですか。弘前の例は従来の研究開発型ではないですね。地域の課題を解いているみたいな、そういうやつがイノベーションという意味で重要になっているという観点で見たときに、少しさっきの話にも重なるのですが、従来型の意識にかなり寄っていて、それを変えたいというベースだからいいのかもしれないですけど、世の中が先に進んでいることの取り込みがちょっと工夫するともう少し入れられる気がするのだけだなというのがちょっと。

○上山座長

今の御意見は、EUなんかで議論しているかつてはトリプルヘリックス、つまり産官学に加えて、市民も入れたクワドルプル・ヘリックスという形の議論になってきていることは非常によく承知しております。

その表現を恐らく法文で使うことはできないでしょうけれども、そのような意識を持ってや

っていきたいと思っております。ただ、若干これは個人的な意見ですが、市民というシチズンという概念は、なかなか少し難しい概念で、今、コミュニティの概念とおっしゃいましたね。地域の中のコミュニティの中と、それと科学技術、イノベーションの関係だと。

この市民という言葉、これは個人的な意見ですが、市民という言葉は日本国民なのか、地域なのか、あるいはグローバル市民なのか、つまり市民という言葉の中はまだまだ定義がそれほど確定をしていないような気がします。この市民という言葉を多用することが果たしてどういう意味を持つのかということも考えなければいけないとは思っています。

したがって、クワドルプル・ヘリックスの話は十分に認識した上で、ここの報告書の中では多様な主体であるとか、あるいは多くの社会との関係であるとかということですから、すくい上げようとしているということです。恐らくやがては市民性みたいなものが定着をしていく中で、そういう言葉を全面的に出すことができるのかもしれないとは思ってはいますが、当面自分の頭の中では少し時間を置いた方がいいかもしれないなと思っています。

○江村委員

ちょっと関係するところで、研究公正の話があったのですが、一部E L S Iのことが書いてあるのですが、データの時代になってきて、そこにも社会側がすごく見えてきているのが研究公正という議論で済ませちゃって大丈夫なのかというのは、今の話とも絡んでちょっと思っているところなんです。

○上山座長

研究公正という概念は、恐らく今おっしゃった相当幅広く影響を持つと思います。今の市民性の問題とも関わって、ある国で行われている研究公正の倫理観と他の国で行われている研究公正の倫理観に違いが生じるということが起こり得るわけですね。

そうすると、研究公正、正しさというのが単なる倫理性を超えて、国際的な文脈の中で語らなければいけない時代が間違いなく来ている。もう目の前に来ていると、それを私は個人的には改正法の中ですくい上げてほしいという気持ちはあるんですが、先ほども言いましたように法制局との関係の中、どこまでいけるか分からないなど。

したがって、市民という言葉はちょっと今すぐに前面に掲げられないというものの背景には、国家間の科学技術・イノベーションをめぐる緊張関係があり、そのことを踏まえて、すぐに軽々には使えないなということと、改めて先ほど言いましたように研究公正の問題をどこまで踏み込んで書けるのかという気持ちはあります。

○小安委員

少し違う点ですが、ここに書かれていることは是非大事なので、必ず残していただきたいと思うところが2点あります。その一つは9ページにあったボトムアップ型とトップダウン型の均衡のとれた推進というところ、これは是非残していただきたい。

それから、一番最後のところにある、責務として人材育成並びに研究開発及びその成果の普及に自主的かつ計画的に努めるというところ。こういうところは非常に重要だと思いますので、是非こういうことをうまく取り入れていただくことを是非お願いしたい。

それから、最後に市民という観点ですが、最近いろいろといわゆるシチズンサイエンスということがいろいろと言われますが、この法律でそういうところまで含まない、あくまでも主体はここに書かれている国、地方公共団体、開発法人、大学等、民間事業者という位置づけで良いですね。

○上山座長

シチズンサイエンスは、非常に大きな関心を当然持っていて、これはEUも含めて世界的な流れの中に入っているということも認識をしています。

シチズンサイエンスをこの基本法の中で入れるというのは、恐らく相当難しいだろうなど、多分今申し上げたように、法文の中に入れていくプロセス、私も素人ですから分かりませんが、相当大変な、恐らくこれから眠れない日が相当事務局は続くと思うんですけれども。

○小安委員

一応入らないという確認です。

○上山座長

それはちょっと今のところは想定に入れておりません。

ほかにいかがでしょうか。

○佐藤教授

質問ということですが、5ページのところで基礎研究に対する配慮ということを書き込んでいただいて、これは大変有り難いと思っています。

この説明を拝見すると、現在の基本法の第5条に対応しているのではないかと思います、適切な記述だと思うのですが、第5条の後に第6条で大学等の研究に対する配慮という条文が現在ございます。第5条の基礎研究への配慮ということと並んで、第6条の、研究者等の自主性の尊重その他の大学等における研究の特性に配慮という、この条項は残ることになるのかどうかということ、この点について報告書では明示的なメンションがなかったものですので、確認をさせていただければと思います。

○塩田参事官

御指摘のあった第6条は残る形になります。

○佐藤教授

そうなった場合に、大学等の責務に関する規定との関係は、どういう書きぶりになることを想定されているのか。これも確認ということになります。

○塩田参事官

恐らく条文を見ていただくとすると、資料1-1の28ページに科学技術基本法の条文を載せているので、ちょっとそちらを見ていただくと分かりやすいと。

よろしいでしょうか、28ページの基本法でございます。

現行のところでは、国の責務と地方公共団体の責務とあるんですけども、ここに追加いたしました、大学、研究開発法人の責務というのを書くということで、その責務の内容としては、さっき御説明したように、人材の育成等々を自主的、計画的にするというような記載をこの並びで書くということになります。

一方で、大学等の研究に対する配慮というのは第6条ということで、基本的にはこのままの記載ぶりになるかというふうに考えております。

○佐藤教授

分かりました。

一言だけ、前回確認をさせていただいて、座長の方から大学等の責務というのは、研究者の研究の自主性を損なうようなものとしては想定していないという、こういう御発言があって、是非その点を今後も引き続き御配慮を頂ければと思います。憲法23条の学問の自由という、

憲法上の要請のもとにこの科学技術基本法改正も行われるべきであると思いますので、是非今回の座長の御発言の方向で、今後の立法作業を慎重に進めていただければと思います。

○小安委員

私が先ほどなぜ自主性ということを申し上げたかという、この条文の関連で実は申し上げました。いろいろと事務局に伺ったところ、研究者の自主性というのは大学等以外には法的に認められていないそうお返事でした。だとすると、研究開発法人の研究者に自主性はないことになります。したがって、研究開発法人として自主的な、かつ計画的なということを入れていただかないと、どこにも自主性がないということになります。先ほどあえて申ししたのは、自主性の問題を佐藤先生にもう一回言っていたので、もう一度という流れでございました。

○塩田参事官

より正確に申し上げると、自主性がないというふうにわざわざ法律に書いているわけではないんですけれども。

○小安委員

この間確認した際に、根拠を示して下さいとお願いしました。

○塩田参事官

先生にはメールでもやりとりさせていただきましたとおり、研究開発法人につきましては、独立行政法人自体には一定の自主性というのは、独法通則法上にも規定されております。

一方で、独立行政法人の研究者の自主性ということにつきましては、メールでも御説明したように、一部独立行政法人をつくるときに再編があつて、東大の宇宙研がJAXAに入っているという、そのところについてのみがちょっと書かれているんですけれども、それ以外については書かれていないと。

ということは、逆に言うと確かにそれ以外についての必要性というのは、特に認められていないということかもしれませんが、特に書かれてないということになります。

それを鑑みますと、独立行政法人の研究者につきましては、独立行政法人には一定の自主性が認められておりますので、その中のガバナンスとして独立行政法人ごとに適切な配慮といい

ますか、ルールを定めていただくことになるのかなというふうに思います。

○小安委員

禁止規定はないという、そういうことは確認できたということですね。宇宙研の話も私が第3回のワーキンググループで申し上げた、要するに科技と文部のサイエンスの定義の違いをそのまま引きずってああいう形になっていると私は理解しております。もうそろそろそういうのはなくてもいいのではないですかということは、申し上げたとおりです。

○上山座長

問題意識として本当に理解しております。

ほかにいかがですか。

ほかに御意見等々はございませんか。

○佐藤教授

先ほど座長から研究公正の話がございまして、法律の中に研究公正、あるいは具体的な内容を書き込むべきかどうかということは、いろいろと議論した方がよろしいかもしれませんけれども、情報提供ですが、この研究公正ということに関わりまして、日本学術会議で2013年に「科学者の行動規範」というものを発出してございます。多くの先生方には、既に御存じかと思いますが、仮に研究公正ということはこの改正法の中に書き込む場合には、学術会議で発表しているこの提言の内容についても御配慮いただければと思います。情報提供ということでございます。

○上山座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

もし御意見等がないようでしたら、ここで議論を閉じたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、今日提案をしましたこの科学技術基本法等々の在り方についてという案の文言につきまして、今日頂いた御意見を持ち帰りまして、微修正になると思いますが、多分大体大丈夫だろうというふうに思いました。ですから、これにつきましては私の方に一任をさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上山座長

それでは、そのようにさせていただきます。長い間の御議論本当にありがとうございました。では、事務局から一言挨拶ということで、柿田審議官の方からよろしくをお願いします。

○柿田審議官

ありがとうございます。

このワーキンググループは8月から始めさせていただいて、これまで3か月間、5回にわたって非常に内容の濃い、またレベルの高い御議論を頂きましたことを心から感謝申し上げます。

このワーキンググループは、一つは今日もかなり議論がありましたが、技術基本法の問題、それから産学連携の中でのいわゆる外部化法人の問題、そしてその後SBI Rの話も入ってまいりましたけれども、非常にピンポイントの議題設定ということで、ある種法律改正を目指した議論ということでお願いをいたしました。委員の皆様方からは、その事柄にとどまらず、科学技術政策を進める上での重要なポイントについての御意見もたくさん頂いたと思っております。

また、この会議の中で、何と10名の方にプレゼンを頂きました。委員の方にもお忙しい中準備を頂きましたし、プレゼンの中では大学、研発法人、それから企業のお立場、そして学術界のお立場から、非常に的を射た御意見を頂いて、本日の報告書の中にも重要なポイントが生かされたというように思っております。また、文科省、経産省からもそれぞれの検討内容についての御紹介も頂きまして、3か月という期間ではありましたけれども、上山座長に全て仕切っていただきまして、このように本日は一定のまとめをさせていただくことができました。

とりわけ科学技術基本法の関係につきましては、今日もほとんどその点についての議論がありましたけれども、人文科学の問題、あるいはイノベーションということをこれからの科学技術政策、イノベーション政策を考える上で、正にそこが極めて重要な事柄になるだろうということだと思います。第6期基本計画の策定を目前に控えておりますけれども、その前にこのワーキンググループで、まず基本法ということをしていじる必要がもちろんあるわけでございまして、その法律を改正するに必要となるようなしつかりとした議論、バックボーンとなるようなそ

ういった事柄、それを議論していただいて、打ち出していただいたということは、とても意義があることだと思いますし、今日もこの基本法、25年前にできて、それから一回も本質的な改正はされてないということなんですけれども、25年前の議論はこういうことであったということで、当時の文章なんかも引用させていただいておりますけれども、この後まだ法律改正これからでございますけれども、改正された後も本日のワーキンググループの皆様方に御議論いただいた人文科学というものを入れることの重要性とか、イノベーション、今日は定義の話もかなりやっていただきましたけれども、そこの議論というものが今後5年、10年、25年になるかどうか分かりませんが、非常に大事なバックボーンになることは間違いないだろうなというように思っております。

そういった意味も含めて、非常に短期間ではありましたけれども、お忙しい皆様方に密度の高い、レベルの高い議論をしていただきましたことを心から感謝申し上げます。

上山先生には、日常的に本当に御指導いただいております、このワーキンググループでも、委員であり、座長であり、かつ事務局長のような形で、全て取り仕切っていただきまして、本当にありがとうございました。

先生からも先ほどございましたけれども、本日の報告書をもとに、法案の改正作業、あるいは政令レベルのものもございますけれども、改正作業に臨んでまいります。様々今日も法制局という話も出ましたけれども、そしてその後できれば我々来年の通常国会に出させていただきたいと思っておりますけれども、国会での審議というものが本番になりますけれども、そこでもこの報告書、これが重要なエビデンスとなって、我々のバックボーンとして支えていただくものになるということになります。

しっかりと議論いただいたことが法令、あるいは制度の改正につながるように、最大限の努力を事務局としてやってまいりますので、今後とも様々な局面で御指導、御支援いただければと思います。

本日は大変ありがとうございました。

○上山座長

ありがとうございました。

事務局の柿田さん、それから塩田さん、それから佐藤さんとか、いつも私の部屋に来て、いろいろな議論をさせていただいて、いかに法律改正というのが難しいことだということもよく分かりましたし、言いたいことだけ言わせてもらおうと思って、いろいろなことを言っています

けれども、その中でいいものにしていきたいと思っております。

今回は大学、それから研究開発法人、それから産業界、更にまた学术界も含めて、あるいは法律の専門家も含めて、多様な委員の方々に集まっていただきまして、短期間ですがまとめることができました。短期間でもやるべきだと思いましたが、すぐに第6期の基本計画が迫っていると、その基盤となるようなものを早くつくっておきたいという気持ちがあるからです。先生方には本当にお忙しい中、御協力を頂きまして、本当にありがとうございました。ここで一応結審という形で、次のステップに進みたいと考えております。

それでは、これで終わりますが、事務局の方からもう一度何か連絡事項はありますか。

○塩田参事官

本日頂きました御意見を盛り込んだ報告書につきましては、近日中にお送りさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。今後親会合である基本計画専門調査会、これが12月20日の開催予定でございますので、そちらに本報告書を報告させていただく予定としております。

また、本ワーキングにつきましては、委嘱手続の書類に記載しておりますとおり、一応令和3年3月までの任期というふうになってございます。当面、御検討いただくような議題は現時点では想定されていないんですけれども、もし今後御議論いただくべき制度的課題が出てまいりましたら、改めて御相談させていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○上山座長

本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

これで閉会とさせていただきます。どうもお世話になりました。ありがとうございました。